

牛マルキンの令和3年度生産者負担金単価の設定について

1. 経緯

牛マルキンの生産者負担金単価については、令和3年6月からの納付再開が確定(※)したことから、納付猶予中の45県(富山県、鳥取県以外)について、生産者負担金単価を設定する必要がある。

(※ 納付再開の考え方は、別紙1のとおり(昨年12月に決定)。)

2. 負担金単価(案)

枝肉価格や子牛価格等を勘案して、必要最小限の発動リスクに対応した単価として、45県全てにおいて5,000円/頭とする(別紙2)。

【ポイント】

- ① 納付再開されても、その後4か月程度(10月頃まで)は、国費分のみ(4分の3)の交付となる納付猶予牛の出荷がほとんどであるため、生産者積立金からの支出はわずか。
- ② 年度後半は、以下の事情から、ほとんど発動が見込まれない。
 - ア 枝肉価格は、昨年のコロナ禍の状況と比較しても、かなり回復し、引き続き堅調な状況(別紙3)
 - イ 年度後半に出荷を迎える牛では、導入した当時の子牛価格が低い状況(別紙4)
- ③ なお、各県とも、現時点では積立金はほぼ枯渇している状況にあるが、生産者負担金の納付再開後は積み上がっていくことが見込まれ、この点について、県によって大きな差はない。

3. スケジュール

4月30日(済) 3月の中央市場枝肉価格の公表(2,668円/kg)
⇒6月からの納付再開が確定

5月中旬 負担金単価設定

6月 納付再開(45県)

令和2年12月14日(自)農林・食料戦略調査会、農林部会、畜産・酪農対策委員会合同会議
令和2年12月16日(公)農林水産部会

提出資料

牛マルキンの生産者負担金の納付再開の対応方針

令和2年12月
生産局畜産部

1. 枝肉価格の状況及び納付再開の対応方針

- (1) 和牛の枝肉価格は、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に低下したことから、肥育農家の資金繰り対策として、4月から牛マルキンの生産者負担金の納付猶予(実質免除)を実施している。
- (2) 一方、枝肉価格は、10月には昨年とほぼ同じ水準まで回復していることから、生産者負担金の納付再開の考え方をあらかじめ定め、これを満たした時期から納付を再開することとしたい。

2. 対応方針(案)

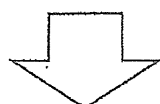
- (1) 9月に都道府県から聴取した意見も踏まえ、納付再開の考え方については、以下のとおりとする。

- ① 再開の仕組みについては、「肉専用種については、月平均の枝肉価格(※)が一定期間、一定水準を超えた場合に、準備期間を経て納付を再開する」こととする。

※中央10市場(和牛去勢、全規格)の枝肉価格

〔交雑種及び乳用種は、肉専用種の納付を再開するタイミングに
合わせて、納付を再開する。〕

- ② 一定水準については、2,300円/kgとし、この水準を3か月間超えた場合とする。



③ 準備期間については、2か月間とし、翌々々月から納付を再開する。

④ 新たな仕組みの導入については、来年1月からとする。

最短で納付再開となる場合		
1～3月	4～5月	6月
2,300円/kg以上	準備期間	納付再開
(生産者への周知、事務手続き)		

※ただし、新型コロナウイルス感染症の発生状況等によっては、納付再開の条件等を変更することもあり得る。

(2) 納付を再開する際には、再開の条件を満たした段階の枝肉価格を踏まえて、ALICが都道府県ごとの保険設計を見直し、新たな生産者負担金の単価を設定する。

(3) なお、納付を再開しても、約5ヶ月間は、納付猶予された牛が出荷されることとなるので、その間の交付金は国費分(4分の3)を交付することとなり、納付された生産者負担金は各県の基金造成に充てられることとなる。

(4) 以上の対応方針について、ご了解いただければ、現場へ周知することとしたい。

令和3年度の登録肉用牛1頭当たりの負担金の単価
 (負担金の納付先が都道府県の積立金管理者である場合)

(円/頭)

品種区分	都道府県	負担金単価
肉専用種	北海道	5,000
	青森県	5,000
	岩手県 (日本短角種を除く肉専用種)	5,000
	岩手県 (日本短角種)	5,000
	宮城県	5,000
	秋田県	5,000
	山形県	5,000
	福島県	5,000
	茨城県	5,000
	栃木県	5,000
	群馬県	5,000
	埼玉県	5,000
	千葉県	5,000
	東京都	5,000
	神奈川県	5,000
	山梨県	5,000
	長野県	5,000
	静岡県	5,000
	新潟県	5,000
	富山県	5,000
	石川県	5,000
	福井県	5,000
	岐阜県	5,000
	愛知県	5,000
	三重県	5,000
	滋賀県	5,000
	京都府	5,000
	大阪府	5,000
	兵庫県	5,000
	奈良県	5,000
	和歌山県	5,000
	鳥取県	5,000
	島根県	5,000
	岡山県	5,000
	広島県	5,000
	山口県	5,000
	徳島県	5,000
	香川県	5,000
	愛媛県	5,000
	高知県	5,000
	福岡県	5,000
	佐賀県	5,000
	長崎県	5,000
	熊本県	5,000
	大分県	5,000
	宮崎県	5,000
	鹿児島県	5,000
沖縄県	5,000	
	交雑種	13,000
	乳用種	11,000

令和3年度の登録肉用牛1頭当たりの負担金の単価
(負担金の納付先が機構である場合)

(円/頭)

品種区分	負担金単価
肉専用種	5,000
交雑種	13,000
乳用種	11,000